

議案第 25 号

長野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 21 日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

長野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長野市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「及び前項本文の規定による特定個人情報」を「の規定による特定個人情報の利用又は前項本文の規定による利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「それぞれ当該特定個人情報又は当該利用特定個人情報」に改める。

第4条の見出し中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第2項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。